

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○平成19年度砂利採取業務主任者試験の実施.....（資源エネルギー課）	27
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	27
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	28
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	28
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	28
○準都市計画区域の指定.....（都市計画課）	29
○都市計画の変更の決定.....（都市計画課）	30
○都市計画事業の認可.....（都市環境課）	30
○第一種市街地再開発事業の終了の認可.....（建築指導課）	30
道監査委員公表	
○監査公表第10号.....	30
告 示	
北海道告示第606号	
砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成19年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。	
平成19年9月21日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 試験期日及び試験時間	平成19年11月9日（金）午前10時から正午まで
2 試験地及び試験場所	
（1）試験地	札幌市、函館市、江差町、倶知安町、岩見沢市、旭川市、留萌市、稚内市、網走市、室蘭市、浦河町、帯広市、釧路市及び根室市
（2）試験場所	受験票により受験者に通知する。
3 試験科目	
（1）砂利の採取に関する法令	

- （2）砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験願書提出先 受験希望地に所在する支庁の産業振興部商工労働観光課に提出すること。
- 5 受付期間及び受付時間 平成19年10月1日（月）から19日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分まで。
なお、郵送等の場合は、平成19年10月19日（金）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
- 6 提出書類
- （1）受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第9によること。）
- （2）写真（手札型（縦5センチメートル、横4センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものであること。）
- 7 受験手数料 受験手数料（8,000円）は、北海道収入証紙で納付するものとし、受験願書の所定欄にこれをはり付けること。
- 8 その他 受験に関して不明な点があるときは、最寄りの支庁産業振興部商工労働観光課、後志支庁小樽商工労働事務所又は北海道経済部産業立地推進局資源エネルギー課に照会すること。

北海道告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年9月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成19.9.11	苫前土地改良区
同 19.9.12	南美原土地改良区
同	東和土地改良区

北海道告示第608号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（上美生第2地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水施設、暗きょ排水、区画整理、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成19年9月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年9月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第609号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年9月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 留萌市三泊町2537（国有林。次の図に示す部分に限る。）、23の2・55の3・75の3・183・184・330の3・364の4・430の2・430の3・2457（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び留萌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成19年9月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 寿都郡黒松内町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

（ア）主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 磯谷郡蘭越町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年9月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路 線 名 幕別帯広芽室線

3 道路の区域

区 間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

帯広市西20条南6丁目1番1地先から 帯広市西21条南6丁目5番12地先まで	前	30.00mから 30.00mまで	77.10m	—
	後	30.00mから 37.07mまで	77.10m	—

北海道告示第612号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第1項の規定により、次のとおり準都市計画区域を指定する。

平成19年9月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 準都市計画区域の名称 七飯準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

- (1) 亀田郡七飯町字上藤城1番から16番まで、18番から35番まで、37番、39番、40番、42番、45番、47番から49番まで、51番から56番まで、58番から65番まで、67番から71番まで、73番から78番まで、80番から88番まで、90番、91番、93番から102番まで、104番、107番、109番、110番、112番、113番、115番から129番まで、131番、133番から139番まで、141番から149番まで、152番から156番まで、159番から164番まで、166番、167番、172番、174番から184番まで、186番、187番、190番から205番まで、211番から216番まで、219番、222番、224番、228番、229番、231番から237番まで、239番から241番まで、243番から247番まで、248番の一部、249番、250番、252番、253番、255番から261番まで、263番から270番まで、271番の一部、272番の一部、273番の一部、274番の一部、275番の一部、276番の一部、277番から279番まで、281番、282番の一部、286番から304番まで、308番、309番、311番から317番まで、320番から322番まで、324番、335番から342番まで、343番から350番まで、352番から355番まで、357番から364番まで、366番から368番まで、392番の一部、393番の一部、394番、395番、396番の一部、397番の一部、398番から416番まで、430番から432番まで、434番、436番の一部、480番の一部、481番の一部、484番の一部、494番の一部、496番の一部、498番の一部、499番、527番の一部、541番から549番まで
- (2) 亀田郡七飯町字藤城1番、2番、4番から35番まで、37番から40番まで、42番、43番、45番から53番まで、55番から59番まで、61番から71番まで、75番から88番まで、90番から104番まで、106番、108番から122番まで、125番、130番から134番まで、136番から149番まで、152番、154番から160番まで、163番から169番まで、172番、174番、175番、177番から180番まで、182番から198番まで、201番から224番まで、226番、228番から230番まで、232番から239番まで、241番から246番まで、248番、249番、251番から253番まで、255番から263番まで、265番から269番まで、273番、277番、278番、280番から

289番まで、294番、297番から299番まで、301番、302番、304番から313番まで、315番、318番から321番まで、325番、327番から333番まで、335番、337番から345番まで、347番から349番まで、351番の一部、352番の一部、353番、358番から363番まで、369番から371番まで、375番、377番、379番から407番まで、409番の一部、411番から416番まで、418番、419番の一部、421番、424番、425番、427番、428番、432番、433番、435番、452番の一部、454番、461番、467番の一部

- (3) 亀田郡七飯町字峠下1番から11番、13番から33番まで、35番、36番、38番、40番、42番、44番から61番まで、64番、66番、68番から73番まで、76番、78番から81番まで、83番から88番まで、90番から93番まで、95番から97番まで、99番から102番まで、105番から107番まで、109番、110番、115番、116番、118番から121番まで、124番から127番まで、129番から136番まで、141番、143番から159番まで、162番から172番まで、174番から180番まで、183番、186番、187番、189番、191番から197番まで、200番、202番から212番まで、214番、216番から227番まで、229番、231番から240番まで、242番、243番、246番から261番まで、274番、276番から284番まで、287番、289番、290番、292番の一部、293番、296番、297番の一部、298番、299番の一部、300番の一部、301番から304番まで、306番から316番まで、318番から326番まで、328番から334番まで、336番、337番、343番、345番、347番から350番まで、352番から364番まで、366番、367番、369番から390番まで、392番から396番まで、398番から402番まで、404番から409番まで、411番から433番まで、434番の一部、436番の一部、443番の一部、461番の一部、462番、463番、466番から469番まで、600番から606番まで、607番の一部、608番の一部、613番から628番まで、631番、634番から637番まで、639番の一部、640番から660番まで、662番から668番まで、682番の一部、713番の一部、716番の一部、719番から731番まで、740番、741番の一部
- (4) 亀田郡七飯町字仁山1番から2番まで、5番から11番まで、13番、18番から20番まで、22番から26番まで、28番から32番まで、35番から41番まで、44番から46番まで、48番から52番まで、54番、57番から62番まで、64番から68番まで、70番から105番まで、107番から115番まで、117番から120番まで、122番から125番まで、127番から157番まで、159番から191番まで、193番から199番まで、201番から203番まで、205番、206番、208番から220番まで、222番から225番まで、227番、229番から232番まで、234番から242番まで、244番、245番、247番、251番から267番まで、270番から279番まで、281番から289番まで、291番から304番まで、306番から308番まで、311番から314番まで、318番、321番、322番、324番、326番から330番まで、333番、335番、336番、340番から354番まで、356番から360番まで、363番から368番まで、371番から382番まで、384番から403番まで、405番、406番、410番から412番まで、415番から437番まで、439番、440番、441番の一部、443番の一部、444番から449番まで、451番から457番まで、460番から473番まで、

475番、481番、483番、484番、486番、489番、492番から502番まで、506番、508番から510番まで、511番の一部、512番から519番まで、522番、523番、531番、532番、537番の一部、676番から684番まで、686番から689番まで、695番から697番まで
（北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く準都市計画区域図のとおり）

北海道告示第613号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成19年9月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 都市計画の種類 道路

2 都市計画を定める土地の区域

種 別 名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路 3・2・4号 臨港線	小樽市稲穂4丁目	小樽市勝納町	小樽市色内1丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第614号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成19年9月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 施行者の名称 幕別町

2 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・4・230号北栄西通、3・4・202号札内北大通及び3・2・203号中央通）

3 事業施行期間 平成19年9月21日から平成23年3月31日まで

4 事業地

収 用 の 部 分 中川郡幕別町札内共栄町及び札内桜町地内

北海道告示第615号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の15第1項の規定により、次のとおり第一種市街地再開発事業の終了について認可した。

平成19年9月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 再開発会社の名称 富良野駅前再開発株式会社

2 市街地再開発事業の種類及び名称 富良野駅前地区第一種市街地再開発事業

3 事業施行期間 平成15年11月19日から平成19年9月7日まで

4 施行地区 本事業は、都市再開発法第118条の31第1項の規定に基づき、富良野駅前地区土地区画整理事業の仮換地7街区1画地及び7街区2画地において実施したものである。

施行地区（仮換地7街区1画地及び7街区2画地）の所在地は、富良野市朝日町636番、881番、1373番1、1373番2、1373番3、1373番4、1373番5、1373番6、1373番7、1901番12、1901番29の一部、1901番30の一部、1901番31の一部、1901番33、1901番34、1901番35、1901番68、1901番74、1901番75、1901番76、1901番77の一部、1901番78、1901番79、1903番16の一部、1903番17の一部、11253番の一部である。

なお、仮換地7街区1画地及び7街区2画地に対応する従前宅地の所在地は、富良野市朝日町11253番、1901番35、2357番8である。

5 施行認可の年月日 平成15年11月19日

6 終了の認可の年月日 平成19年9月7日

道 監 査 委 員 公 表**監査公表第10号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成18年度に係る行政監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総括監査課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成19年9月21日

北海道監査委員 段 坂 繁 美

北海道監査委員 工 藤 敏 郎

北海道監査委員 宮 間 利 一

北海道監査委員 見 野 全